年　　月　　日

　（宛先）

富山高岡広域都市計画事業

富山駅周辺地区土地区画整理事業

施行者　富山市

代表者　富山市長

住　所

　　　　　　　　　　　　　　申請人

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

土地区画整理法第７６条による許可工事

　　　　　　　　　　のため公共施設使用について

　私は富山駅周辺地区土地区画整理事業地区内において、土地区画整理法第７６条の許可工事を行うにあたり、道路等の公共施設使用について、次の条件を固く守ることを確約いたします。

記

１　道路を愛護し、使用にあたっては道路構造物（側溝、街渠、集水枡、排水渠等）を破損せぬように注意すること。

２　建設材料等搬入のため、側溝・街渠等を車で跨ぐときは、必ず川土砂・木材等で十分補強を行った上で行うものとし、施行者の指示に従うものとする。また、完了後は、原状に回復すること。

３　万一、道路構造物を破損したときは、施行者の指示に従い、申請人の責任において原形復旧すること。

４　道路の交通を妨害しないこと。特に、建設資材（砕石、木材等）は整頓を行い、道路上に散乱せぬよう注意すること。